

ご存知ですか **Do you 防災管理者 & know 自衛消防組織!?**

大規模地震等に対応した防災体制を整備・強化するために、消防法の一部が改正されました。平成21年6月1日から、大規模高層ビル等の管理権原者には、次のような項目が義務づけられました。

防災管理者の選任届出

管理権原者ごとに防災管理者を選任し、大規模地震等に対応した消防計画の作成とその消防計画に併せて防災管理上必要な業務を実施させなければなりません。

※講習修了者等、一定の資格を有する者で、防火管理者と同一の者が防災管理者となります。

自衛消防組織の設置届出

火災や地震災害の被害を最小限にとどめるには、迅速かつ的確な対応が重要です。自衛消防組織は初期消火や119番通報、避難誘導、救出救護等を行う人的な組織です。なお、複数権原に分かれている場合は、共同して自衛消防組織を設置します。

※自衛消防組織の統括管理者及び各班の班長は、自衛消防業務講習の修了者等の一定の資格を有する者となります。



対象となる建物等

共同住宅部分
格納庫等部分 以外の全ての用途で
倉庫部分

- ①階数が11以上で延べ面積10,000㎡以上
- ②階数が5以上10以下で延べ面積20,000㎡以上
- ③階数が4以下で延べ面積50,000㎡以上
- ④地下街で延べ面積1,000㎡以上



お問い合わせ：川崎消防署予防課 044-223-0119

消防署からのお知らせ